

地域との共生が図られた  
再生可能エネルギーの導入に関する  
提 言 書  
(素案)

令和 6 年〇月〇日

三重県議会

## 目次

提言	1
1 地域との共生	1
(1) 法定外税による適地誘導等	2
(2) エネルギーの地産地消の推進	2
2 太陽光発電	2
(1) 条例による設置規制区域の導入及び適正な維持管理の義務化	2
(2) 太陽光発電に対する環境影響評価の対象拡大等	3
3 風力発電	3
(1) 漁業者等の先行利用者との協調	4
(2) 地域住民等の理解	4
(3) 海洋環境への配慮	4
(4) 県内企業への参画支援	4
(5) 本県沖合でのポテンシャルについての調査及び検討	5

## 提 言

本県議会では、再生可能エネルギーの導入に関して、調査及び検討を行うことを目的に、「再生可能エネルギーに関する検討会」を令和5年6月に設置した。本検討会において調査及び検討を行ったところ、本県における再生可能エネルギーの導入に関する現状及び課題は次のとおりである。

- ・ 本県においては、「新エネルギービジョン」（令和5年3月改定）の「3 基本方針」において、「環境への負荷の少ない安全で安心なエネルギーを確保するため、三重県の地域特性を生かした新エネルギーの導入を進めます。」としており、今後も再生可能エネルギーの推進に取り組むこととしている。
- ・ 平成24年の固定価格買取制度の導入以降、県内において太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの導入が進み、令和3年度末の実績では、太陽光発電が約250万kW、風力発電が約20万kWと全国有数の導入量となっている。
- ・ 再生可能エネルギーの導入については、自然環境の破壊、土砂災害の発生、維持管理の不全等が懸念されることから、地域住民等の不安が高まっており、地域住民等による反対運動も確認されている。

したがって、今後、更なる再生可能エネルギーの導入を推進するに当たっては、地域住民等の理解を得る必要があり、そのためには、適地での、環境面、防災面等において配慮され、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を事業者に対して強く求めていく必要がある。

よって、本検討会での調査及び検討の結果を踏まえ、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関し、下記のとおり提言する。

記

## 1 地域との共生

再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域住民等との合意形成を図りつつ、適地における導入が進むよう促すとともに、地域住民等がその地域における再生可能エネルギーのメリットを享受できる取組を推進することにより、地域住民等の理解がより深まるよう、次の(1)及び(2)の事項について検討すること。

### (1) 法定外税による適地誘導等

- ・ 森林伐採を伴う地域その他の設置が望ましくない地域において、地域との共生が図られずに新設された再生可能エネルギー施設に対する法定外税を導入すること。なお、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を目指す事業者等に対しては、積極的に支援すること。

### (2) エネルギーの地産地消の推進

- ・ エネルギーの地産地消の導入が進み、地域の住宅、工場等において再生可能エネルギーをより安価かつ安定的に利用できるよう、蓄電池等の導入をはじめとするエネルギーマネジメント技術を活用した事業の創出に対する支援その他の施策を推進すること。

## 2 太陽光発電

再生可能エネルギーの中でも、特にその導入量の占める割合が極めて高く、県内に広く設置されている太陽光発電については、立地場所によって、小規模なものであっても、防災上、環境上等の影響が懸念されることから、立地場所に応じた対策を求めていくため、次の(1)及び(2)の事項に関する条例の制定及び改正を検討すること。

### (1) 条例による設置規制区域の導入及び適正な維持管理の義務化

- ・ 森林伐採を伴う区域、土砂災害のおそれのある区域等については、設置規制区域とし、設置規制区域内においては、小規模であっても、野立ての太陽光発電施設の新設を知事の許可制

とすること。なお、許可に当たっては、万全の防災対策、地域住民等への説明等を義務付けること。また、設置規制区域外においても、設置に当たり知事への届出を求めること。

- 稼働中も含め、太陽光発電の事業者に対し、計画的で適正な維持管理及び廃棄を義務付けること。特に、設置規制区域内の施設については、事業者から維持管理の計画及びその結果について報告を求める等、厳しい監視を行うこと。
- 条例の規制に違反する事業者に対しては、行政代執行、事業者の公表等の措置が行い得るようにするとともに、国に対してFIT認定の取消し等を求めるようにすること。
- 規制の実効性を高めるため、必要に応じて立入調査等を行う等、適切な監督体制を構築すること。特に、設置規制区域内での設置等については、工事完了後の確認等を行うこと。

## (2) 太陽光発電に対する環境影響評価の対象拡大等

- 施工区域が10ha以上の太陽光発電の設置等については、土地の造成を行わないものも含め、原則三重県環境影響評価条例の対象とすること。
- 施工区域が10haに満たない太陽光発電の設置等であっても、森林をはじめとする環境への影響が懸念される地域におけるものについては、三重県環境影響評価条例の対象とすること。

## 3 風力発電

風力発電の中でも、陸上風力発電については、これまで導入が進められてきていることを踏まえ、地域住民等との理解を得ながら適正な導入を推進していくこと。

また、洋上風力発電については、欧州等を中心に導入が進んでおり、技術革新、コスト低減等も実現しているところである。近年国内各地でも導入に向けた計画が立ち上がっており、今後県内又は本県沖合の海域においても導入されることが想定されることから、次の(1)から(5)までの事項に留意しつつ、導入に関する検討を行うこと。

#### (1) 漁業者等の先行利用者との協調

- ・ 漁業者の洋上風力発電の受入れの判断材料となるよう、海中騒音をはじめとする漁業への影響調査を十分に行った上で、発電事業者等に求める漁業振興策のとりまとめを行うよう努めること。
- ・ 漁業者のほか、海運事業者、港湾事業者等が航路及び港湾の利用等に支障を及ぼすことがないようにする等、海域の先行利用者に対し、不利益が生じることのないよう適切に配慮すること。

#### (2) 地域住民等の理解

- ・ 県内の海域等において洋上風力発電の導入が決まった場合、地域住民等の理解を得るため、事業者等が地域振興について本県及び立地する市町と連携を行うこと、洋上風力発電により生み出された電力が地域新電力等を通じ、県内の住宅等に供給されること等、地域住民等が洋上風力発電のメリットを享受できる取組を推進していくこと。

#### (3) 海洋環境への配慮

- ・ 野鳥その他の生物への影響を立地選定の段階から配慮するため、法定協議会に海洋環境の有識者を加えることを求める等、立地選定の段階で海洋環境に関する意見を聴取するよう努めること。

#### (4) 企業の参画支援及び誘致

- ・ 洋上風力発電の導入に当たっては、県内企業が当該洋上風力発電施設の建設、維持管理等に参画できるよう、県内企業への支援等を行っていくこと。
- ・ 洋上風力発電の導入に当たっては、その立地する地域における税収確保、雇用創出等を図るため、発電事業者等の事業所等を誘致するよう努めること。

**(5) 本県沖合でのポテンシャルについての調査及び検討**

- 洋上風力発電の導入に当たっては、今後、浮体式洋上風力発電が普及すること及び排他的経済水域における洋上風力発電の導入が可能となることを見込まれるため、排他的経済水域を含めた本県沖合の海域でのポテンシャルについて、調査及び検討を行うこと。